

名誉顧問規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(以下「本法人」という。)定款第31条及び、第32条に定める名誉顧問の推薦基準及び職務等について定める。

(選任基準)

第2条 名誉顧問の選任は東部総局又は本法人に多大な功勞をし、かつ次の各号の選任基準を満たした社員の中から選任する。

- (1) 本法人又はその前身である財団法人日本ボールルームダンス連盟東部総局(以下「東部総局」という。)において、局長、代表理事又は業務執行理事に2期以上就いたこと。
- (2) 本法人又は東部総局において、その内部で組織した部会の長(部長)又は監事の長(監事長)に通算して10年間(5期)就いたことがあり、選任時満70歳以上であること。
- (3) 本法人又は東部総局において、理事又は監事に通算して20年間就いたことがあり、選任時満70歳以上であること。
- (4) 支局長又は都県連盟の長に通算して6年就き、かつその間に本法人又は東部総局において、理事又は監事に通算して6年間就いたことがあり、さらにブロック長に6年間就いたことがあり、選任時満70歳以上であること。

(選任手続)

第3条 名誉顧問の承認について、理事会の決議があり、本人がその就任を承諾した場合は、代表理事が委嘱し、その選任について、次に開催する社員総会で報告する。

(任期)

第4条 名誉顧問の任期は定めないものとする。但し、名誉顧問は、いつでも辞任することができる。

(会費の免除)

第5条 名誉顧問の会費負担の免除は、定款第8条第2項に基づく社員総会の決議によるものとする。

(名誉顧問会議)

第6条 定款第32条第3項に規定する名誉顧問会議は、名誉顧問、代表理事、各業務執行理事、監事で組織される会議とし、本法人の諮問機関として、必要に応じて、適宜、開催する。

2 代表理事に指名された理事は名誉顧問会議に出席し必要な意見を述べるができる。

(職務等)

- 第7条 名誉顧問は、理事会の要請があるときはこれに出席して、必要な意見を述べることができる。
- 2 名誉顧問は、本法人が開催する競技会及び各種イベントに出席し、本法人の要請により必要な職務を遂行する。
 - 3 名誉顧問は、ダンスアカデミー選考会の選考委員となり、同会に出席し、選考の職務を遂行する。

(推薦手続)

第8条 名誉顧問を推薦する場合は、本規定第2条に定める選任基準について理事会に報告するものとする。

(規定の改正)

第9条 本規定の改正は、理事会の決議による。

付則 平成26年11月27日 理事会承認。